

令和5年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
教育部	持田 一也
1. 現状と課題	
<p>① 学校施設について、公共施設の個別施設計画により、老朽化対策としての改修工事を進めて行く。また、緊急修繕が増加しているが、児童生徒の安全確保及び学習環境の整備充実の視点から速やかに対応する必要がある。</p> <p>② 1人1台の情報端末を、授業や学校生活等で有効に活用できるよう、教員のICT活用能力や指導力向上を図る必要がある。</p> <p>③ 生涯学習については、各世代の町民のニーズに合わせた学習機会や学習情報を提供し、町民自らの知識や技能を社会活動の場で生かせる取り組みを行っていく必要がある。また、公民館については、事業の充実とともに施設の修繕や利用者の利便性を図る。図書館については、指定者管理制度導入後の管理を行っていく必要がある。</p> <p>④ 少子高齢化や核家族化の進行、女性の社会進出が顕著となっており、保育サービスに求められる保護者のニーズも多様化してきている。効率的な保育園の運営をはじめ、新たな子育て支援施策や保育サービスを推進するために、私立保育園のマネジメント力、ノウハウや柔軟性を勘案し、町立保育園の民営化を進めていく必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 西小学校校舎長寿命化改修工事が計画されているため、入札事務等所要の事務手続きを滞りなく進め、児童の安全確保に配慮しながら工事全般の進捗管理を適切に実施する。なお、緊急的な修繕対応については、各学校との連絡体制の確認を行う。</p> <p>② 教員が、授業や学校生活等で情報端末等のICT機器を効果的に活用できるよう、校内研修及び町教委による研修(町教育研究所・ICT活用研究班)を継続し、ICT活用能力および指導力を高めていく。</p> <p>③ 町民ニーズに応じた講演会や各種教室を開催し、知識向上に向けた取り組みを行う。公民館については、各諸団体と連携し、社会活動へ参加できる機会の充実を図る。図書館については、指定管理者導入1年目であることから管理運営について詳細な助言と支援を行う。</p> <p>④ 学識経験者や保護者などで構成する運営事業者選定委員会を設置し、保育園の運営事業者の選定を行う。選定後については、円滑な引継ぎ、移行を行うために、保護者・事業者・町の三者により運営に関して協議を行うとともに、その内容について全保護者に対して情報提供を行う。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 西小学校校舎長寿命化改修工事については、施工業者と令和5年度及び令和6年度にわたる2年度間の工事契約を締結し、工事に着手した。なお、毎週定期的に施工業者との打ち合わせ会議を実施しながら適切な進捗管理に取り組んでいる。その他の予定された工事、緊急に対応する修繕については、学校と相談の上、適切に対応している。</p> <p>② 各校の校内研修及び町教委による研修(町教育研究所・ICT活用研究班)を行った。校内研修では、ICT活用研究班がとりまとめた活用事例を校内で共有し、ICT活用能力及び指導力を高める研修を行い、町教育研究所・ICT活用研究班では、事例のとりまとめやタブレットの効果的な活用の検討のほか、電子黒板の活用についても検討を行った。</p> <p>③ 生涯学習については、家庭教育学級や高齢者教室、趣味講座等、各種講座を実施し学習機会の提供を図った。公民館については、関係団体や利用サークルの支援を行うとともに、利便性向上のため施設等の修繕を行った。図書館については、指定管理者と緊密な連携を図り、図書除菌器の設置など利用者満足度の向上を図った。</p> <p>④ 町立保育園の民営化については、学識経験者や保護者などで構成する運営事業者選定委員会を設置し、保育園の運営事業者の選定を行った。今後は、事業者と移管前協定書を締結し、保護者・事業者・町による三者協議会において、民営化への円滑な引き継ぎや移行に向け協議を行っていく。</p>	
4. 最終レビュー	

5. 所管する施策

施策名
Ⅲ4 人権尊重・男女共同参画の推進
Ⅳ2 子育て支援の充実
Ⅵ1 就学前教育と保育の充実
Ⅵ2 教育環境の充実
Ⅵ3 生涯学習の推進
Ⅵ4 青少年育成の推進
Ⅵ5 スポーツ・芸術文化の振興
Ⅵ6 文化財の保存と活用

令和5年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
教育管理課	関田 直也
1. 現状と課題	
<p>① 就学援助制度について、制度概要説明リーフレットを関係部署及び学校において配布するなど制度周知への取組を継続的に行っている。令和4年度では世帯収入の把握が難しい事例が散見されたため、正確な収入状況を把握できるよう詳しい聞き取りを行う必要がある。令和5年度においても、関係部署や関係機関と緊密に連携しながら、適正な制度運用に取り組む必要がある。</p> <p>② 教育委員の資質向上について、令和4年度において、群馬県教育委員会主催による、教育現場における各種課題を題材とした市町村教育委員会研究協議会に参加した。現在、学校教育においては、児童生徒及び教職員に関する様々な解決すべき課題がある。令和5年度においても、各種研修会等に積極的に参加し、教育現場における諸課題への理解を深めるとともに、教育委員の資質向上に取り組む必要がある。</p> <p>③ 学校施設について、公共施設の個別施設計画による優先順位に基づき、老朽化対策としての改修工事を進めて行く。また、緊急的な修繕が増えているため、児童生徒の安全確保及び学習環境の整備充実の視点から速やかに対応する必要がある。なお、令和5年度においても、小学校校舎の長寿命化改修工事に取り組む。</p> <p>④ 学校のICT環境整備について、「GIGAスクール構想」による児童生徒へのタブレット端末の配備により、教育現場における積極的なICT活用の必要性及び重要性に関する議論がさらなる高まりを見せている。令和5年度においても、国や県、他自治体の動向や先進事例について調査研究を継続的に進めて行く必要がある。</p> <p>⑤ 学校敷地内の樹木管理について、各小中学校のサクラの木へのクビアカツヤカミキリの被害が甚大な状況にあり、強剪定又は伐採による対応が急務となっている。また、その他樹木も老木化及び高木化、枝の繁茂が著しい状況にあるため、令和4年度から引き続き、令和5年度においても計画的な樹木管理に取り組む必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 就学時健康診断や児童生徒の転入・編入時において保護者への制度説明を行い、疑問や不明点については個別対応により詳細で具体的な説明を実施する。特に、世帯の収入状況の把握については確定申告の有無など審査に必要な情報についての説明を丁寧に行うことにより、正確な収入状況の把握につなげていく。また、各小中学校教諭や各地区民生委員との連携により、該当世帯に係る情報の把握及び共有を行いながら実態把握や見守りを随時行う。</p> <p>② 教育委員へ群馬県教育委員会、邑楽郡教育委員会連絡協議会等が開催する研修会の案内を適切に行うとともに、学校現場の視察の実施により学校教育に関する諸課題及び先進的な教育事例、今後の学校教育の在り方等について理解を深めるための環境を整える。</p> <p>③ 令和5年度は西小学校校舎長寿命化改修工事が計画されているため、入札事務等所要の事務手続きを滞りなく進める。また、工事に際しては、児童の安全確保に配慮しながら工事全般の進捗管理を適切に実施する。なお、緊急的な修繕対応については、速やかな業者対応が可能となるよう、各学校との連絡体制の確認を行う。</p> <p>④ 教育現場における積極的なICT活用については、文部科学省及び群馬県教育委員会を通じて情報収集を行う。特に、電子黒板などの補助機器やデジタル教科書の将来的な導入及び活用については、他自治体とも情報共有を図りながら教育指導課及び各学校とも連携し、本格導入に向けての試案作成に取り組む。</p> <p>⑤ 樹木管理については、クビアカツヤカミキリの被害が多いサクラの木への防除ネットの取付けや薬剤注入などの対策を最優先課題として取り組む。また、令和4年度に作成した各小中学校の樹木管理台帳に基づき、危険性の高い老木や高木を優先し、財政的な平準化も含め計画的に強剪定、伐採対応を実施していく。</p>	

3. 中間レビュー

- ① 就学援助制度については、児童生徒の転入・編入時に保護者への制度説明を遺漏なく実施している。また、今後実施予定の就学時健康診断の場における、新入学児童の保護者に対する制度説明の準備を整えた。さらに、就学援助費の支給について、要綱を一部改正し、修学旅行費の速やかな支給を実施した。世帯収入の把握については、把握が困難な事例においては詳しい聞き取りを行い、正確な収入状況の把握を実施。制度の周知及び正確な収入状況の把握に努め、適正な制度運営に取り組んでいる。
- ② 教育委員の資質向上については、新たに教育委員の意見交換の場を定期的に設け、学校教育に関する諸課題への理解を深めた。また、教育現場におけるICT利活用の現状把握として、南中学校への学校視察を予定している。さらには、新任市町村教育委員研修会等の研修会や研修視察が予定されているので、各種研修会等への参加を促し、教育委員の資質向上への取り組みを進めていく。
- ③ 西小学校校舎長寿命化改修工事については、当初予定のとおり施工業者と工事契約を締結し令和5年度及び令和6年度にわたる2年度間の工事に着手した。なお、施工業者との打ち合わせ会議を毎週定期的にも実施しながら適切な進捗管理に取り組んでいる。その他の予定された工事、緊急的に対応する修繕については学校と相談の上、適切に対応している。
- ④ 電子黒板の本格的導入については、各校に1台ずつ導入した電子黒板を、「電子黒板活用計画」に沿って各校のICT活用研究班や情報主任に利用してもらい、その効果を基に6年度の導入台数や対象となる学年・教科を検討している。また、各小中学校において利用するアプリやソフト、機材については、月1回の情報主任者会議を通じて使い方や利用結果、今後に必要な機材などを確認している。
- ⑤ 樹木管理については、クビアカツヤカミキリ対策として各校のサクラに薬剤注入・防除ネット設置を行った。また、枯死したサクラや樹木を随時伐採した。今後も、各小中学校の樹木管理台帳に基づき樹木の剪定や伐採を進めながら、随時に必要な剪定や伐採を行っていく。

4. 最終レビュー

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
VI2 教育環境の充実	施設整備事業(小学校)
	施設整備事業(中学校)

令和5年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
教育指導課	前田 修
1. 現状と課題	
<p>① 「学校における新しい生活様式」を踏まえて教育活動を工夫するとともに、教職員の資質及び指導力向上を図り、児童生徒の学力を向上させていく必要がある。</p> <p>② 不登校児童生徒及び保護者への支援をきめ細かに行うとともに、新たな不登校を出さないための取組や学校復帰に向けた取組を、工夫・改善させていく必要がある。</p> <p>③ 1人1台の情報端末を、授業や学校生活等で有効に活用できるよう、教員のICT活用能力や指導力向上を図る必要がある。</p> <p>④ 学校給食に対する保護者支援に継続して取り組むとともに、学校給食費の未納対応を計画的・継続的に行い、収納率を維持・向上させていく必要がある。</p> <p>⑤ 在籍数(在籍割合)が増加している外国籍児童生徒に対する日本語教育や教科指導、及び、学校生活への適応指導を充実させていく必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 喫緊の教育課題についての教職員研修を実施するとともに、指導主事の学校訪問や校長会議での指導・助言により、教職員一人一人の資質及び指導力を高め、児童生徒の学力向上を図る。</p> <p>② あゆみ教室(適応指導教室)やスマイル教室での取組を工夫・改善させながら、児童生徒・保護者に寄り添い、個に応じた支援を行う。また、学校では、スクールカウンセラー等を活用した教育相談の充実を図る。</p> <p>③ すべての教員が、授業や学校生活等で情報端末等のICT機器を効果的に活用できるよう、校内研修及び町教委による研修(町教育研究所・ICT活用研究班)を継続し、ICT活用能力および指導力を高めていく。</p> <p>④ 町の保護者支援(学校給食費補助)については、継続して周知していくとともに、支援についても継続して取り組んでいく。また、給食費の集金方法も工夫・改善し、未納家庭の徴収についても家庭訪問、申出徴収を計画的に実施し、収納率の維持・向上を図る。</p> <p>⑤ 外国籍児童生徒の「個別の指導計画」に基づき、日本語学級での日本語指導や教科指導、学校生活への適応指導の充実を図る。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 不登校やいじめ問題など喫緊の教育課題解決に向けて、教育委員会より適宜情報提供を行った。各校の取組について、学校訪問や校長会で確認し、効果的な取組については、町内7校で共有した。また、5月から行った前期学校訪問では、各校の研修の取組に対して指導主事より指導・助言を行った。各校では、夏季休業を活用して、教職員研修に取り組み、教職員の資質及び指導力向上を図っている。</p> <p>② あゆみ教室(適応指導教室)やスマイル教室では、施設の役割を周知するために、対象児童生徒家庭に通知を配付した。また、相談員が積極的に学校訪問を実施し、各校の不登校児童生徒の状況を把握に努めた。通室生に対しては、学校の学習内容を取り入れるなど、学校復帰をめざした取組を行い、児童生徒・保護者に寄り添いながら支援した。各学校では、スクールカウンセラーを活用した校内の相談体制を整備し、相談室や保健室などの別室登校、放課後登校など児童生徒の状態にあった支援の充実を図っている。</p> <p>③ 各校の校内研修及び町教委による研修(町教育研究所・ICT活用研究班)を継続し、取組事例について協議を行い、町内の学校で共有しながら教職員のICT活用能力及び指導力を高める取り組みを行った。また、町教育研究所・ICT活用研究班の研修では、タブレットの効果的な活用についてだけでなく、電子黒板の活用についても研修を進め効果的な活用について継続的に取り組んでいる。</p>	

- ④ 町や各学校のホームページ、給食便りや保護者あて通知等で学校給食に対する保護者支援(学校給食費補助)について周知を図ることができた。また、収納率の維持・向上を図るために、各学校では連絡メールを活用し口座振替日を周知したり、未納者に対して通知を配布するなど、学校給食費の未納対応の適切な取組を行っている。教育委員会としても未納家庭を訪問し、収納率向上を図った。今後も収納率の維持向上を図るための取組を継続していく。
- ⑤ 「個別の指導計画」に基づき、日本語学級での日本語教育、及び、学校生活への適応指導を充実させることができた。今後も各学校での日本語教育の充実を図るために、教育研究所 日本語教育研究班において指導資料の充実を図りながら、指導方法についても調査研究していく。
4. 最終レビュー

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
VI2 教育環境の充実	学力向上対策推進事業
	小学校英語教育推進事業
	いじめ防止対策事業
	適応指導教室事業

令和5年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
こども課	齊藤 豊
1. 現状と課題	
<p>① 「大泉町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、多様化する子育てニーズに対応するための施策を推進する必要がある。</p> <p>② 少子高齢化や核家族化の進行、女性の社会進出が顕著となっており、保育サービスに求められる保護者のニーズも多様化してきている。効率的な保育園の運営をはじめ、新たな子育て支援施策や保育サービスを推進するために、私立保育園のマネジメント力、ノウハウや柔軟性を勘案し、町立保育園の民営化を進めていく必要がある。</p> <p>③ ファミリー・サポート・センター事業については、会員が安全に相互に援助活動ができるように支援していくとともに、子育て中の保護者をサポートしていく必要がある。</p> <p>④ 妊産婦、子育て世帯の相談を受け適切な支援につなぐためには、子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点の連携強化が必要である。また、児童虐待については、全国的に児童虐待が増加しており、児童の死亡などの重大事案も発生していることから、虐待の未然防止、早期発見、早期対応を図っていく必要がある。</p> <p>⑤ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受けている、ひとり親家庭について、生活の安定と自立を図るための支援が必要である。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 「大泉町子ども・子育て支援事業計画」については、計画に基づき施策の推進を図っていくとともに計画の進捗管理を行い、点検・評価する。また、次期計画策定に向けアンケート調査を実施する。さらに、新たな国等の事業が実施される場合については、制度の周知を図るとともに、適切に対応していく。</p> <p>② 学識経験者や保護者などで構成する運営事業者選定委員会を設置し、保育園の運営事業者の選定を行う。選定後については、円滑な引継ぎ、移行を行うために、保護者・事業者・町の三者により運営に関して協議を行うとともに、その内容について全保護者に対して情報提供を行う。</p> <p>③ ファミリー・サポート・センター事業については、事業の周知を行い利用者や会員数の増加を図るとともに会員向けの講習会を実施し、会員の資質の向上を図る。また、利用料の補助を行い、保護者の経済的負担の軽減を図る。</p> <p>④ 子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能を維持した上で、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関の設置に向けて、事業内容や情報システムなどの現状を把握し、関係課と体制構築について協議する。また、児童虐待については、広報紙や町ホームページ、各種のイベントなど様々な機会を捉えて虐待防止のための啓発を行っていく。要保護児童世帯については、要保護児童対策地域協議会等の関係機関と連携して情報共有を行い、継続的に支援していく。</p> <p>⑤ ひとり親家庭については、児童扶養手当の支給や入学及び進学支度金の制度の周知を行い支援を行っていく。また、生活を安定させ自立できるようハローワークと連携し就労支援相談を行い就労へとつないでいく。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 子育て支援事業については、「大泉町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、各種施策を実施している。また、次期計画策定については、アンケート調査の実施に向け検討を進めている。</p> <p>② 町立保育園の民営化については、学識経験者や保護者などで構成する運営事業者選定委員会を設置し、保育園の運営事業者の選定を行った。今後は、民営化への円滑な引継ぎ、移行に向け、保護者・事業者・町の三者により協議を行っていく。</p> <p>③ ファミリー・サポート・センター事業については、事業、会員講習会及び会員募集について、広報紙、町ホームページ及び隣組回覧で周知を図った。また、会員向けの講習会を6日間開催し、こども課職員も講師として参加した。引き続き利用者が安心して子どもを預けられるよう会員の資質向上や会員の増加を図るための取り組みを行っていく。</p>	

④ 子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能を維持した上で、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関に関し、業務内容等について検討を行っている。引き続き当該機関について関係部署と協議を行っていく。
また、児童虐待については、デジタルサイネージへの掲載や就学時健診時に講話を行うなど計画どおり実施している。要保護児童世帯については、要保護児童対策地域協議会等の関係機関と連携して情報共有を行い、継続的に支援している。

⑤ ひとり親家庭については、児童扶養手当の支給や入学及び進学支度金の制度の周知を行い支援を行った。また、生活を安定させ自立できるようハローワークと連携し就労支援相談を行った。

4. 最終レビュー

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
IV2 子育て支援の充実	ファミリー・サポート・センター事業
	子ども家庭総合支援拠点事業
VI1 就学前教育と保育の充実	北児童館管理運営事業
	東児童館管理運営事業
	西児童館管理運営事業
	南児童館管理運営事業
	学童保育学習サポート事業

令和5年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
生涯学習課	笠松 弘美
1. 現状と課題	
<p>① 生涯学習については、各世代の町民のニーズに合わせた学習機会と学習情報の提供をしていくとともに、町民自らの知識や技能を社会活動の場で生かせる取り組みを行っていく必要がある。また、公民館については、事業の充実とともに施設の修繕や利便性を図る。図書館については、指定者管理制度導入後の管理を行っていく必要がある。</p> <p>② 青少年健全育成については、青少年を取り巻く環境を安全で健やかに成長できるようにするため、家庭・環境・地域その他関係機関・団体相互の情報共有と連携を図り、インターネットの適正利用についても、引き続き継続した周知啓発が必要である。また、放課後子ども教室については、ウィズコロナを考慮しつつ、安全安心で興味を引ける活動ができる体制づくりが必要である。</p> <p>③ 人権教育については、全ての町民が人権についての正しい知識と行動を身につけられるような人権に関する学習機会の提供をするとともに、人権教育啓発員と連携した地域単位の事業では、徐々に活動実施を再開する地域が増えるよう積極的な助言や支援をし、町単位・地域単位での教育及び啓発活動を充実させていく必要がある。</p> <p>④ スポーツ振興については、町民誰もが安心して気軽にスポーツ・レクリエーションに参加できる機会を提供するために、(公財)大泉町スポーツ文化振興事業団や体育協会等と連携を図り進める必要がある。</p> <p>⑤ 文化振興については、町民が町の歴史や文化等を再発見できるような事業を実施する必要がある。また、文化むら指定管理者との連携を図るとともに、事業検証や改善を提案しながら、文化振興の拠点である施設整備を計画的に行い、全体の管理運営を進めていく必要がある。</p> <p>⑥ 文化財保護については、埋蔵文化財整理事業の進捗管理を行うとともに、令和6年度に刊行する報告書の準備を進める必要がある。また、無形文化財及び民俗芸能等の保護を目的とした事業の開催等をおし、町民に対し各種文化財への保護意識の高揚に努める必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 生涯学習については、町民の生活課題やニーズに応じた学習機会と学習情報を提供するとともに、公民館については、社会活動へ参加できる機会の充実を図るとともに、施設の計画的な修繕を行い、利便性の向上を図る。図書館については、指定管理者導入1年目であることから管理運営について詳細な助言と支援を行う。</p> <p>② 青少年健全育成については、関係機関・団体相互の連携を深める取組みと、各種青少年健全育成活動を実施する。インターネットの適正利用については、正しい利用方法の更なる周知啓発を行っていく。また町内全小学校区で実施する放課後子ども教室はウィズコロナを考慮した安全安心な事業実施とともに、持続可能なスタッフ体制の強化を図る。</p> <p>③ 人権教育については、全ての町民が人権についての正しい理解と行動を身につけられるよう、人権に関する学習機会の提供をはじめとした教育及び啓発活動を行う。また、地区別人権啓発事業を各地域で実施することができるよう、人権教育啓発員と連携をとりつつ、ウィズコロナを考慮した事業実施への積極的な助言・支援を行う。</p> <p>④ スポーツ振興については、(公財)大泉町スポーツ文化振興事業団・体育協会・スポーツ推進委員等の各種団体と連携を図り、町民に安心してスポーツ・レクリエーション事業に参加してもらえるよう事業内容の見直しや改善等を実施し、スポーツ・レクリエーションに親しむ機会の提供に取り組む。</p> <p>⑤ 文化振興については、町の再発見と健康増進を兼ねた「大泉歴史ウォーキング事業」を実施するとともに、「大泉かるた原画展」を開催することで設置が完了した大泉かるた案内板の周知を行う。また、文化むらの施設整備を実施し利用者の安全・安心とあわせ、(公財)大泉町スポーツ文化振興事業団が実施する文化振興事業の検証や改善の提案を行うことで、町民ニーズに合った満足度の高い事業を展開する。</p> <p>⑥ 文化財保護については、埋蔵文化財の委託整理作業による成果物を文化むら埋蔵文化財展示室で公開するとともに、令和5年度で「専光寺付近遺跡」の埋蔵文化財整理事業が終了することに伴い、令和6年度に刊行する報告書の準備を進める。また、「伝統芸能まつり」を開催することで、無形文化財及び民俗芸能等の保護を行う。</p>	

3. 中間レビュー

- ① 生涯学習については、家庭教育学級や高齢者教室、趣味講座等、各種講座を実施し学習機会の提供を図った。公民館については、関係団体や利用サークルの支援を行うとともに、利便性向上のため施設等の修繕を行った。図書館については、指定管理者と緊密な連携を図り、図書除菌機の設置など利用者満足度の向上を図った。
- ② 青少年健全育成については、関係団体と連携し青少年健全育成パトロールを実施するとともに、「青少年に多いネット関連トラブル見守りサポーター養成講座」を開催した。また、放課後子ども教室については、4月に募集を行い、予定どおり5月から開始した。
- ③ 人権教育については、人権についての正しい理解と行動を身につけられるよう、「町ぐるみ人権教育推進大会」開催に向けた準備を行うとともに、人権教育啓発員と連携し、地区別人権啓発事業を各地域で実施している。
- ④ スポーツ振興については、体育協会等と連携を図り、町民誰もが安心してスポーツ・レクリエーション事業に参加できるよう、町民体育祭やスポーツ・レクリエーション祭の競技種目等の見直しを実施し、9月に町民スポーツ・レクリエーション祭を開催した。また、町民体育祭の競技種目等の変更について、各地区分団へ周知を行った。
- ⑤ 文化振興については、11月に開催する大泉歴史ウォーキング事業について、参加者の募集を開始した。また、文化むらの施設修繕工事を実施するとともに、指定管理者である(公財)大泉町スポーツ文化振興事業団に対し、管理運営状況に係るモニタリングを実施した。
- ⑥ 文化財保護については、仙石専光寺付近遺跡の整理事業を実施するとともに、整理作業が完了した資料の一部を展示した。

4. 最終レビュー

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
Ⅲ4 人権尊重・男女共同参画の推進	町ぐるみ人権教育事業
VI3 生涯学習の推進	各種生涯学習講座事業
	生涯学習関連講座事業
VI4 青少年育成の推進	青少年健全育成事業
	放課後子ども教室事業
VI5 スポーツ・芸術文化の振興	文化振興事業
	文化むら施設管理事業
	町民体育祭事業
	町民スポーツ・レクリエーション祭事業
VI6 文化財の保存と活用	伝統芸能祭事業
	埋蔵文化財整理事業